

中央北極海公海無規制漁業防止協定 第3回締約国会合の結果について

1 中央北極海公海無規制漁業防止協定

中央北極海の公海部分全体における規制されていない漁獲を防止することを目的とした国際協定。

締約国は北極海沿岸5か国（カナダ、デンマーク、ノルウェー、ロシア、米国）に主要関心漁業国・機関（日本、中国、韓国、アイスランド、EU）を加えた全10か国・機関。

2 日時・場所

6月10日（月）から12日（水）まで、仁川（韓国）で開催。

3 我が国出席者

森下農林水産省顧問（我が国代表）ほか、水産庁及び外務省の関係者。

4 結果

- （1）共同科学調査・モニタリング計画（JPSRM）について、昨年採択された骨子を補足し、調査手法等の概要を定める実施計画が策定された。
- （2）開発（試験）操業のための保存管理措置について、会期中に採択に至らず、来年の年次会合まで継続協議することとされた。
- （3）第4回締約国会合を来年6月にノルウェーで開催することとなった。